弘前市生きがい型デイサービス事業に関する基準を定める要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、弘前市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成２８年弘前市告示第４９５号）（以下「実施要綱」という。）第４条第３項の規定に基づき、生きがい型デイサービス事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（実施内容、目的）

第２条　事業の実施内容は、次に掲げるものとする。

ア　生活指導

イ　日常動作訓練

ウ　趣味創作活動

エ　健康チェック

オ　送迎

カ　その他市長が認めた内容

２　前項プログラムは、通所により日常生活動作訓練や趣味創作活動等の各種サービスを提供することによって、自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上等を図ることを目的とする。

３　食事及び入浴サービスに関しては、利用者の希望により任意で提供できるものとする。

　（利用対象者）

第３条　この事業の利用対象者は、以下の号に掲げる者とする。

（１）要介護認定の結果、要支援に認定された者

（２）基本チェックリストを実施した結果、該当基準を満たした６５歳以上の者（以下「事

業対象者」という。）

　（事業者）

第４条　事業は、弘前市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定事業者の指定等に関する要綱（平成２８年弘前市告示第４９６号）第３条及び第４条の規定に基づき指定事業者の指定を受けた者（以下「事業者」という。)が実施する。

　（利用回数及び時間等）

第５条　サービスの利用回数及び時間等は、利用者の自立支援や重度化防止を阻害しないよう、地域包括支援センター等が実施する介護予防ケアマネジメントに基づき決定する。

２ 利用時間は、１回の利用につき２時間以上とし、事業者によって定めるものとする。この場合において、利用時間数には送迎に要する時間は含めないこととする。

（費用の額）

第６条　サービスに要する費用の額は、別表第１のサービスの種類ごとに、別表第１に定める単位数に１単位あたりの単価を乗じて得た額とする。

２　前項の１単位あたりの単価は、10円に厚生労働大臣が定める１単位の単価（平成２７年厚生労働省告示第９３号）に定める弘前市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。

３　特定地域加算についてはサービスの利用回数に応じて算定する。ただし、別表第１に定める上限回数を超えてはならない。

　（提供拒否の禁止）

第７条　事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

　（サービス提供困難時の対応）

第８条　事業者は、当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域等を勘案し、利用者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者を担当する地域包括支援センターへの連絡や適当な他の事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

　（受給資格の確認）

第９条　事業者は、法定代理受領サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者該当（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

２　事業者は前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めなければならない。

　（利用料等の受領）

第10条　事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る第１号事業支給費用基準額から当該事業者に支払われる第１号事業の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

２　事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービス等を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額とサービスに係る第１号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（１）入浴サービスに要する費用

（２）食事の提供に要する費用

（３）前２号に掲げるもののほか、生きがい型デイサービスにおいて提供されるサービスのうち、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

４　事業者は、前項の費用の額に係るサービス等の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス等の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

　（利用定員等）

第11条　事業者が、指定通所介護、通所介護相当サービス、通所型サービスⅭ事業及び事業を一体的に行うときの利用定員は、指定通所介護、通所介護相当サービス及び通所型サービスⅭ事業の利用者との合算により定めるものとし、事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、サービスを一体的に行わない場合は、その限りではない。

（従業者の員数）

第12条　事業者が生きがい型デイサービスを行う事業所（以下「サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、サービスを提供している時間帯に専らサービスの提供に当たる者が、勤務している時間数の合計数を提供時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とし、サービスの内容により安全面を考慮した数を従事させるものとする。

２　生活相談員、看護職員、機能訓練指導員の配置は要しない。

（管理者）

第13条　事業者は、サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、サービス事業所の管理上支障がないと市長が認めるときは、当該サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備、備品等）

第14条　事業者は、サービス事業所にサービスを提供するために必要な広さを有する区画を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及びサービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

２　通所介護及び通所介護相当サービス及び生きがい型デイサービスを一体的に行う場合の広さについては、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用者の数を乗じて得た面積以上としなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第15条　事業者は、生きがい型デイサービスの提供に当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　事業者は、生きがい型デイサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報を提供するとともに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

　（準備行為）

２　第４条の規定による指定に係る準備行為については、この要綱の施行前においても、行うことができる。

別表第１（第６条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | | 単位数等 | | | 対象者 |
| 生きがい型デイサービス | イ　生きがい型サービス（Ⅰ） | 305単位/回（月４回まで） | | | 要支援１、  事業対象者 |
| 1,318単位/月（月５回以上） | | |
| ロ　生きがい型デイサービス（Ⅱ） | 週１回程度 | 305単位/回（月４回まで） | | 要支援２ |
| 1,318単位/月（月５回以上） | |
| 週２回程度 | 305単位/回（月８回まで） | |
| 2,702単位/月（月９回以上） | |
| ハ　特定地域加算 | 10単位／回 | | | 要支援１･２  、事業対象者 |
| ニ　介護職員処遇改善加算 | (1)処遇改善加算（Ⅰ） | | 所定単位に59/1000を乗じた単位 |
| (2)処遇改善加算（Ⅱ） | | 所定単位に43/1000を乗じた単位 |
| (3)処遇改善加算（Ⅲ） | | 所定単位に23/1000を乗じた単位 |
| (4)処遇改善加算（Ⅳ） | | (3)により算定した単位数に90/100を乗じた単位 |
| (5)処遇改善加算（Ⅴ） | | (3)により算定した単位数に80/100を乗じた単位 |
| ホ　地域資源連携加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ | (1)Ⅰ：5,000円／回、(2)Ⅱ：5,000円／回  (3)Ⅲ：10,000円／回 | | |
| （備考）  （１）ハの対象地域は、【西部圏域】愛宕、常盤野、百沢、兼平、葛原、国吉、熊嶋、黒土、高野、五代、桜庭、新法師、高岡、高屋、龍ノ口、館後、鳥井野、中野（丁目以外）、中畑、新岡、如来瀬、鼻和、番館、平山、真土、宮地、八幡、横町、吉川、米ヶ袋、【南部圏域】藍内、一野渡、狼森、大助、紙漉沢、黒滝、小金崎、小栗山、小沢、五所、坂市、坂元、沢田、清水森、下湯口、昴、相馬、乳井、八幡舘、藤沢、松木平、水木在家、薬師堂、湯口、【北部圏域】青女子、大森、小友、鬼沢、折笠、貝沢、笹舘、種市、十腰内、十面沢、富栄、中別所、楢木、糠坪、百沢、細越、蒔苗、宮舘、三和、弥生とする。  （２）ハにおける算定回数の上限は次のとおり   |  |  |  | | --- | --- | --- | | サービス名 | 利用者の状態 | 上限回数 | | 生きがい型デイサービス | 週１回程度 | ５回／月 | | 週２回程度 | ９回／月 |   （３）ニにおける所定単位数は、イ～ハにより算定した単位数とする。なお、（Ⅳ）、（Ⅴ）については、介護給付において廃止される同時期において廃止する。  （４）ニ、ホについては、支給限度額の対象外の算定項目とする。  （５）ホについては、介護サービスからの卒業にあたり、地域資源（※）と連携し利用に繋げられた場合に交付する。（※地域資源とは、一般介護予防事業、市で認定した居場所や各種体操教室等、地域型デイサービスに限る。）  （６）ホの(1)については、介護サービス卒業後２月以上地域資源を利用した場合に算定する。  （７）ホの(2)については、地域資源の利用が６月以上継続した場合に算定する。  （８）ホの(3)については、地域資源の利用が１２月以上継続した場合に算定する。 | | | | | |